

第7日

令和2年6月22日（月）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、19日に引き続き一般質問を続行いたします。

それでは、最初に、2番徳永秀俊議員の質問を許可いたします。2番徳永秀俊議員。

（2番徳永秀俊君登壇）

○2番（徳永秀俊君） 皆様、おはようございます。公明党の徳永秀俊でございます。昨年の選挙で市民の皆様のお力で初めて市議会議員にならせていただきまして、はや1年がたちました。まだまだ勉強不足であり、分からない点も多く、役に立っていない部分もあるかと思いますが、市民の皆様の小さな声を聞く力を磨いていき、大事にし、市政に反映できるようにしっかりと頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、コロナの影響で様々な分野、経済、教育、介護、防災・減災、あらゆる面で新しい生活様式が求められているところでございます。朝倉市でも、いち早く宿泊事業者サポート支援金、中小企業持続化支援金、子育て支援事業として児童扶養手当、就学援助を受給している世帯に対して、児童1人当たり10キロの米の支給、あなたの申請とどけ隊の設置など、たくさんの施策を打っていただき感謝をいたしております。

私事でございますが、89歳の母がおりまして、現在、老健施設にお世話になっております。1月に会いにいったきり、コロナの影響で4カ月間会えませんでした。6月に入り、予約をして短時間面会できまして、「母ちゃん、俺誰か分かる」と聞きましたところ、5秒ぐらい黙っておりましたけれども、「秀ちゃんじゃろう」と、私の名前を言ってくれました。元気な母を見て、大変うれしくほっといたしました。市民の皆様もいろんな面で、コロナ禍における生活変化を感じてあるのではないのでしょうか。

また、朝倉市は、3年前の九州北部豪雨災害の復旧・復興中であります。災禍に遭われた方々の現在の状況や思い、復旧・復興に頑張っておられる行政の方々の御意見や進捗状況も伺いました。工事の進捗状況は、予想以上のスピードで進んでいることも確認をいたしました。

ただ、残念なことに、職員の不幸事が明るみになり、朝倉市が一丸となって頑張っている復旧・復興に水を差す非常に残念な出来事です。行政には、こうした不幸事の起かない仕組みづくりをお願いしたいのであります。

今回の一般質問では、コロナ禍の中で出水期を迎えた本市の防災・減災の取り組みや教育の取り組みなどを中心に質問をさせていただきたいと思っております。

ほかの議員の方々と重複している部分もあろうかと思いますが、これからは、質問席に

戻りまして質問をさせていただきます。行政の皆様よろしくお願ひいたします。

(2番徳永秀俊君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 2番徳永秀俊議員。

○2番(徳永秀俊君) まず教育の部分なんです、まずICT(情報通信技術)を活用した教育推進について、2点質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、GIGAスクール構想についてでございますが、既に前回の議会の中でも、ほかの議員さんからも取り上げられ、行政側の大変さも伝わったところでございますが、コロナ禍の影響で、なかなか授業が予定どおり進められていないのではないかとと思ひます。4月7日に文科省大臣から、GIGAスクール構想の前倒し実施が発表されましたが、朝倉市の現在の取り組みの状況を教えていただきたいと思ひます。

○議長(堀尾俊浩君) 教育部長。

○教育部長(高木昌己君) 令和2年3月、本年の3月の議会での補正予算を通していただきましたので、現在、校内ネットワーク構築業務に着手しております。最終的には、今年度中、早い段階で進行をしたいということで、業者の方等とお話をしているところでございます。市内全児童生徒数の学習用タブレット、これが3月議会の分が3分の1でございます。数が1,315台及び指導用——教師用のタブレット255台、この分につきましては、もう既に入札が終わっておりますので、今議会に財産取得の議案を提出させていただいているところでございます。あと残り3分の2、学習用タブレット2,643台でございますけれども、これにつきましては、計画としまして、今後入札等を行っていきながら、契約そのものは今年度いっぱいでございますけれども、これまでも申し上げましたように、納入業者等との協議を経まして、早い段階で納入いただきまして、早急にお子さん、それから、教師に届くように努めてまいりたいと思ひているところでございます。

○議長(堀尾俊浩君) 2番。

○2番(徳永秀俊君) 予定的には、スピード的には近隣の都市と比べてどんな感じなんでしょうか。

○議長(堀尾俊浩君) 教育部長。

○教育部長(高木昌己君) 具体的に調査はしておりませんが、新聞等で見ますと、5月25日に臨時議会で全ての児童生徒の分の予算を承認していただきましたので、他市町村の中では早いほうではないかというところで、教育委員会としては考えております。

○議長(堀尾俊浩君) 2番。

○2番(徳永秀俊君) 2つ目の質問なんです、家庭における通信環境の支援という部分で、特に生活保護ですとか、ひとり親世帯、こういった方たちの配慮はなされてあるか、いかがでしょうか。

○議長(堀尾俊浩君) 教育部長。

○教育部長(高木昌己君) 申されますように、ネット環境の格差が生じないようにとの

配慮は考えております。Wi-Fi環境、通信環境がない御家庭につきましては、市からモバイルルーターの貸与を計画しております。ただ、ネット接続における通信料が発生しますけれども、これにつきましては、現段階では、各御家庭で負担をお願いしていただきたい。ただ、要保護・準要保護世帯につきましては、オンライン学習通信費の一部配慮ができないかというところで今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） それから、端末機にふなれな先生ですとか、生徒さん、そういった方たちの指導といえますか、対応はどんなふうにされる予定でしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） これも、今後の研修等の話になっていくわけでございますけれども、端末が入りませんと具体的な研修等は行えませんけれども、その前段でできるもの、家庭に持って帰ってタブレットを使用するに当たっては、保護者の御協力も必要でございますので、家庭、それから、学校を通じまして、前段でできる分については、今後その辺は詰めていって、早い段階でお示しをしたいと。御家庭、それから、学校にもその研修等を含めまして提示をしていきたいと考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） ありがとうございます。

これに伴いまして、授業のほうのことを1つ聞きたいんですが、これから暑くなってきました。3密を防ぎながらということで、教室ではエアコンをつけながら、窓を適宜開けながら、マスクをつけて授業をされると。このようになるとは思いますが、マスクは暑いんです。これから暑い季節、熱中症対策とか、子どもさん対策、そういった部分は、例えば夏用のマスクを支給してあげるとか、そういったお考えはございませんでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 具体的にお子さんの夏用マスク等の対策は今のところ考えておりませんが、特別教室がエアコンが入っていませんので、この分につきましては、移動式のポット式クーラーですとか、冷風機、この辺の手配をするようにしております。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） やっぱ勉強は非常に大事だと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、市役所でのテレワークの取り組みについてお伺いをしたいと思います。

今、一般の民間会社では、いろんな団体がテレワークやズームなどを用いて会議や打ち合わせを自宅にいながら行っております。私も、先日、そういうズームを初めて使いましたが、なかなか簡単でございました。この傾向は、コロナ禍の中でも、もっと使用される頻度が高くなるのではないかなと思われまます。特に、市役所などの朝倉市の中枢を担う職場では、一旦コロナ患者が発生しますと、その課なり職場は休業しなければな

らないのではないかと、業務に支障が出てしまうのではないかなと思いますが、この点の取り組みを教えてください。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 朝倉市においても、テレワークという取り組みの一環としまして、職場の3密を回避するために、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のために、出勤者の削減に係る対応を4月の20日から5月の31日までの期間に行ったところでございます。具体的には、時差出勤、勤務日の振りかえ、分散勤務、そして、在宅勤務を、各職場の事情に応じて可能な限り実施してまいりました。

このうち、テレワークは在宅勤務が該当するが、その対象業務として、次の業務を除くことといたしました。まず、個人情報扱う業務、それから、新型コロナウイルス感染症の発生により新たに発生している業務や増加している業務、市民の生命、財産等に著しく影響があるため、縮小・中断が困難な業務、人事や財政等の市の意思決定や業務継続の実施に必要な内部管理事務、工事の施工管理等在宅勤務が困難な業務、また、特に注意を要する事項といたしまして、職場に配置している個人配備のパソコン、このパソコンの自宅への持ち帰りについては認めておりますが、次の事項を禁止しておりました。個人情報等の機密性が高い電子情報を扱う業務はできないこと、職場配置パソコンの自宅でのインターネット接続は禁止すること、電子メールの使用も禁止すること、さらに、電子情報の管理、持ち運びにUSBメモリ等を絶対に使用しないこと、このように市役所公務の性質上、窓口対応、セキュリティー、ネットワーク、個人情報保護などの複数の課題があり、民間企業のような実施状況にはすぐには移行できない。今後も、国や県の動向も注視しながら、テレワークの実施に向けたシステム等の調査、研究を行っていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） ありがとうございます。

例えばですけども、総務部長がおられる3階で、コロナにかかった職員さんがいらっしゃったときは、どういう対応になりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） この対応につきましては、早い時期からシミュレーションという形の中で、市職員、仮に今、徳永議員が申されますように3階で発生した場合、その場合は、まずは保健所のほうに一報を入れまして、濃厚接触者の位置を確認していただきまして、まずは消毒、そして、業務につきましては、私たちの業務につきましては、ほとんどパソコンを使いながらやる業務でございますが、個人のパソコンには、一切情報等については入っておりません。ネットワークの中でクラウドのほうで管理しておりますので、その業務につきましては、同じ係、同じ職種、あるいはそれを統括するIT推進との連絡をとりながら、確かにまずは消毒を最優先し、感染を蔓延させないというのが第一弾の取

り組みでございますが、業務に支障があっても困りますので、そこあたりについては、今ネットワークを介しながら、業務の支障のないように対応していくところへ、3月もしくは早い時期の中からシミュレーションをしながら、職員へ周知したところでございました。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。

一般の企業で、例えば工場とかでコロナが出たといった場合は、もういきなり例えばそのラインは2週間休業とか、人がいなくなるわけなんですけど、今の部長のお話ですと、同じ3階で出ても、人は消毒した状態で仕事をするよということによろしかったですか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 仕事を継続するというのではなくて、あくまでも我々職員につきましても、どこまで濃厚接触者かというところの判断につきましても、やはり専門家の指示に従う。そこを受けて、例えば、一つの島、もしくは一つの係については、もう消毒が終わるまで、あるいは何日間閉鎖しなさいというところがございますれば、当然それに従うということがございます。先ほど触れました分散というのは、特にほかの会議室を使ってでも、ネットワークのラインが入っておりますので、そこでパソコンをつなぐことによって、また別の部屋、別の会議室のところで業務ができる。ですから、発生しても、例えば感染者が出たとして、その業務を続けるのではなくて、あくまでも我々は専門家の指示に従いまして業務に当たっていく、当然閉鎖しなさいとなれば、それに従うということに対応してまいるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） ありがとうございます。

本当に、第2波がいつ来るのか分かりませんが、今までの過去の歴史見ますと、第1波よりも第2波のほうが10倍以上毒性が強いということがよく言われるので、しっかり注意をしながらお願いしたいなと思っております。

次に、3番目に新型コロナウイルス感染症による外出自粛下、今は外出自粛ではありませんが、そういうふうになった場合、やはり健康保持について2つほどお伺いをしたいと思っております。

1つ目は孤立を防ぐ取り組み推進につきましても、外出自粛の中、または外出したくないという、そういった雰囲気の中、ひとり暮らしの方や障がい者などの孤立を防ぐ取り組みを強化すべきではないかなと思っておりますけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 新型コロナウイルス感染症によります外出自粛下の健康保持、これはとても大事だというふうに思っております。これは、孤立を防ぐということでもございまして、市では、孤立を防ぐために様々な取り組みを行っております。いわ

ゆる要援護者、援護を必要とする65歳以上の高齢者及び障がい者につきましては、住みなれた地域で安心して自立した生活を継続できるように、関係機関が相互に連携をいたしまして、効果的な支援を行うために、要援護者見守り支援ネットワーク協議会等を設置いたしております。

それから、日頃から地域を巡回しています事業所、新聞販売店とか九州電力、日本郵便など民間企業と協定を結びまして、ひとり暮らしの高齢者の見守り支援事業を行っております。こちらは、高齢者が日頃と違う異変に気づいた場合に市に連絡をしていただいているところがございます。

また、市では、「地域包括・見守りシステム」の整備をしております、要援護者の情報を防災交通課、それから、福祉事務所、介護サービス課と共有を図っております。また、同意を得た対象者の情報をコミュニティ協議会や消防署、警察等に情報提供いたしております、日常적인見守り活動や緊急時の救助活動に活用しているところがございます。

そういうことで、見守りを強化いたしております、特に障がい者等におきましては、障がい者団体から推薦された方を障がい者相談員として7人委嘱いたしております。また、障がい者相談支援事業といたしまして、福祉事務所に障がい者の相談員を1人配置いたしております。情報提供と、それから、また電話等で予約を得た場合には、ピーポート、それから、朝倉老人福祉センター、男女共同参画センター「あすみん」等で障がい者の無料相談等も行っておるところでございます。

また、高齢者に関しましては、先日も申し上げましたように、食の自立支援事業によります弁当配達時に安否確認をしたり、また、緊急通報システムによる安否確認も行っております。

また、地域包括支援センターに委託しております実態把握事業、こちらにおきまして、健康相談等も受けながら対応を行っているところがございますが、コロナ禍におきましても、継続して支援を行っております、一部できないときは電話等で相談に応じたり、また新型コロナウイルス感染症の対策を行った上で訪問等も行ってきたところがございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） 2つ目の質問なんですが、こういったコロナ禍で普通の生活とはまた違った状態になりますと、心のケアという部分で、その対応について、市民の方や子どもたちのために、生活環境の変化や様々な不安などに対して、健康を保ち続けるための対処方法や相談窓口について情報提供を充実させるべきではないかなと思っておりますが、現在、どのような体制でどう対応されているのかを教えてください。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 日頃から、そういう電話とか来庁での相談体制を充実させているところがございます。特にコロナ禍におきましても、妊婦に対しましては、母

子手帳発行時に、妊娠中における感染予防や働く妊婦への情報提供、それから、心のケアを行っております。その後、出産までの期間に電話等でコロナ禍における妊娠中の不安な気持ちや体の変化等を確認するなど、個別に対応してきたところでございます。

また、乳幼児及びその保護者につきましても、乳幼児健診のお知らせ等で通知いたしまして、相談窓口、子育て相談センターあさくらっこの連絡先を周知いたしまして、電話や来庁での個別の相談に保健師や管理栄養士が随時対応を行ってきております。

それから、市民の心と体の健康維持を目的にして、広報あさくら等で、手軽にどこでもできるステップ運動を紹介したりして啓発を行ってきたところでございまして、感染対策を行った上で相談等に対応したところでございます。

また、子どものストレスにつきましても、休校や外出自粛で、いつもと違う非日常時における不安な気持ちの対処方法等につきましても、広報あさくら等で掲載をしてきたところでございます。

また、消費生活センターが行っております消費生活相談、こちらにつきましても、心の相談といたしまして、保健師が感染対策をしながら対応してきたところでございます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止のために、新しい生活様式の定着、あるいは生活自粛が続くと思われる場合は、様々な機会を捉えまして、情報発信や心のケアについて引き続き相談体制を整備していきたい、充実させていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） ありがとうございます。

続きまして、4番目に避難所におけるコロナウイルス等感染症対策につきまして、発災時の避難所における感染症対策について不安の声が挙がっております。市としての感染症対策を市民に周知していくべきではないかなと思っておりますが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） まず、市報で防災対策の特集を組ませております。その中で、避難所のコロナ対策を掲載しているところでございます。また、コミュニティ事務局長会、あるいはコミュニティ会長会及び平成29年九州北部豪雨災害の復旧途上にある地域コミュニティ協議会で、避難所のコロナ対策について説明を行っております。地域住民への周知をお願いして、さらに末端まで浸透するように働きかけをしているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） 感染症に対しまして、具体的対策の実施につきまして、避難者の健康状態の確認とか、発熱者を含む体調不良者の対策というのは検討されておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 避難所の健康状態の確認につきましては、避難者が避難所に到着されたときに検温や健康状態の確認を行うようにしております。発熱者や咳など風邪の症状がある方につきましては、医療機関への受診を勧めるとともに、一般避難者とは分けて、個室やテントを活用した専用スペースに避難していただくようにしているところでございます。

あわせて、市の保健師が避難所を巡回し、避難者の健康管理を行うようにして対応するようしております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） ありがとうございます。

次の質問なのですが、国が示してきました基本計画に、避難所としてきたコミュニティ、公民館や学校などのほかに利用できる施設はないか、自治体に検討を促しているところでございます。分散避難の一つに、ホテルや旅館の活用、親戚や知人宅に身を寄せる、自宅にとどまることも選択肢として考えておく必要があると思います。

朝倉市は、地域の実情による災害リスクから、避難行動や避難場所等を判断していくために、どのような取り組みを行っておられますか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 市民の方々が適切な避難行動をとるためには、自宅周辺の安全性や最寄りの避難所及び避難ルートを知っていただく必要があると考えております。そこで、以前から自主防災マップを作成し全戸配布をしております。昨年も地域の自主防災会に協力をいただき、地域ごとの自主防災マップを更新し、全戸配布をしておるところでございます。この自主防災マップを活用していただき、適切な避難行動につなげるための啓発記事を市報やホームページに掲載し広報に努めております。特に、今年には新型コロナウイルス対策ということで、在宅避難あるいは縁故避難の周知も図っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） ありがとうございました。

続きまして、農業の人手不足対応について質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大による入国規制などにより、来日のめどが立たない農業分野の技能実習生が5月20日時点で2,500人以上に上るそうであります。知り合いの外国人実習生を雇用してある朝倉市大庭の農家の方を先日訪問いたしました。現状としては、今は目立って困ってある様子ではありませんでしたが、このコロナ禍が長引けばそうも言っておられません。そうした場合、外国人技能実習生に代わる労働力の確保が必要になりますが、何かよい手だてはございますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 失礼いたします。外国人技能実習生に代わる労働力の確保についてということでございますけども、これにつきましては、やはり不足する雇用労働力を緊急的に補うためには、国・県等の事業を活用した高性能省力機械、高性能の労力に代わる高性能の労力の機械の導入というものを進めまして、作業の省力化を図り、労働力不足の解消を推進していきたいと考えております。また、あわせまして、国・県等の施策などの動向を注視しながら、労働力の確保については対応を検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） ありがとうございます。

次に、これ最後なんですけども、最後に空き家問題の解消につきましてお尋ねをいたします。

私も何回も同じような質問をするのであきれてあるかもしれませんが、今現状、空き家が朝倉市内にどのくらいありますか——今までの、過去の空き家の推移を教えてくださいとお願いしております。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 昨年9月の徳永議員からの質問の中でも、当時の状況について回答をさせていただいたところでございましたが、当時としては、昨年9月の段階では、物件登録申請数が85件でございました。そのうちこれはあくまでも申請があった部分が85件で、当時の段階で成立したのが22件で、そのうち農地つきが11件でございました。全体の昨年9月の段階の物件の登録数は19件でございました。これが直近の令和2年6月10日現在で見ますと、物件の登録申請数、どれだけの申請があっているのかというのが累計で103件でございます。この中には、申請を取り下げた方もおりますし、現在交渉中の方、あるいは調査中も含んで、まずは登録の申し出があった部分が103件と、そして、これまでに契約が成立した件数は33件でございます。うち農地つきの部分については13件と。議員お尋ねの直近の空き家バンク、売買物件としては、市が今登録して可能な分については10件の登録があり、うち4件が農地つきでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） そしたら、すみません、もう一回確認なんですけど、これは、全体が3,200件空き家があって、そのうちの85件が稼働中であると、そのように解釈してよろしいですか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 空き家の全体数というところで、私のほうから確認できているものについてということで報告させていただきます。

空き家問題、全国的な問題ですが、具体的な何件の空き家があるという実態調査自体は朝倉市として行っているものではないかと存じます。ただ、国のほう、総務省が行います住宅

土地統計調査というのがございまして、朝倉市としては、その数字で全体の考え方を整理させていただいております。これが5年に一度でございまして、平成20年度で2,960戸、平成25年度の調査で2,890戸、平成30年度で、先ほど出てきました3,200戸というのが、統計上での推定値というものになります。

総務部長のほうから空き家バンクについての数字が報告されたものですが、あと市としては、別に地域の住民の方からの情報提供ということで、危険な空き家だとか、空き家の相談という形で把握しているものがありますので、そちらについて紹介させていただきま。その分については、過去3年間ということですが、平成29年度に22件、平成30年度に20件、令和元年度に33件という相談を受けているような状況がございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） ちょっとお願いでありますけれど、質問者への回答のときは、マイクを意識して話していただけますでしょうか。質問者の顔を見ていただくのは結構ですけど、言葉が分からないところがありますので、よろしくお願いします。

2番。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。

大体3,200件というのが、分母となる数なんだろうなと思うんです。

先日、市民の方から相談を受けまして、ちょっと質問させていただきたいんですが、市内の甘木の中心部にお住まいの方なんですけども、自分の家の横の家がもう倒壊しそうだ。それで、1回見に来てくださいと言われたんで見にいったら、もう瓦、家の真ん中の屋根が、もう棟がとれてしまって、穴がぼっかり、1.5メートルぐらいの穴が空いているわけです。それで、家が本当にこれは倒れそうですねという状況だったんですが、市のほうの担当の方にもお伺いしたんですが、この建物は40人ぐらい地権者といいますか、おられて、それも全国に散らばっていると。どうしようもないんですという回答だったんです。恐らく3,200件ある空き家の中で、こういった問題というのが結構多いんじゃないかなと思うんです。結局、その人が、40件というのを自力で探し出して頼まないといけない、最終的にはそんなふうになるんじゃないかなと思うんですが、とても難しい状況なんですけど、これは、ある面ちょっと放置と似ているような感じなんですけど、市として何か前向きな対応、もう少し前向きな対応というのは考えられないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 空き家の管理につきましては、所有者、管理者が責任を持つというのが第一義的でありまして、それぞれの方に自らの意思によって改善をさせていただくということなんですけども、今御指摘ありましたように、所有者の方が具体的には特定できないというケースがあります。

空き家全体に関しましては、朝倉市としては市の条例を持ちながら、早めの指導・助言を行っているところでございます。ただ、先ほどの御指摘のように、所有者が特定できな

いものについて、所有者が判明しても、高齢者や遠方にいたり、経済的な負担で、様々な理由で改善が進まない、そういったことも現状でございます。

そういったものについては、周囲の建築物や道路の不特定なものに対する悪影響を及ぼすもの、そういったものについては、まずは条例の中で緊急安全代行措置というような形で、まずは危険な状態を取り除く、防止するというような手続をやっていくものがあります。さらに、空き家対策の推進に関する特別措置法、平成26年にできた新しい法律がございます。そういった中で、必要な措置をとるといえることができるようにはなっております。勧告や命令等の行政処分等を行っていくというようなものでございます。

特に所有者や相続人がいないものとか、そういったものについては、そういう法律を活用しながら、財産管理人制度等を活用して空き家を除却するとか、そういったことについても、市の財政負担は必要にはなってきますが、朝倉市全体の問題として、今後必要なことについては考えていく必要はあるかとは思いますが、以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） ありがとうございます。

なかなか一遍には解決しない問題かなと思えました。

それで、もう一方、空き家バンクという制度が朝倉市はとられていまして、これは、本当に田んぼ、林地、その中古住宅の隣に面した田んぼ、それが5反以内だったら一緒につけていいよということだろうと思えますが、本当に画期的で、うきはとか、ほかの市町村の方に聞いても、やっぱり朝倉市はすごく画期的なことをやられてすごいですねと、そういう話を伺ったことがございました。

それで、先ほど稼働中が85件ですと言われましたが、今、この空き家バンクに加盟している不動産屋さんは、いわゆる宅建協会の筑紫支部が中心なんです。それで、御提案なんですけど、例えば、大刀洗とか小郡とか久留米とかうきはの方々にもできるだけ見ていただけるように、久留米支部のほうも加入させてはいかがかなと思えますが、そういう考えいかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 議員が申されます、まず空き家バンクでございますが、私どものほうにつきましては、平成28年7月からスタートしておりまして、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会というところと協定を結ばせております。市内の事業者が所属する、先ほど申されました筑紫支部を窓口としているところでございます。身近に業者間の調整を依頼でき、公平性を保ちながら、地域課題を解決するために協力をいただいているところでございます。現在は、福岡県内60市町村のうち47市町村が空き家バンクを設置しております。福岡県におきましても、平成30年8月から福岡県版空き家バンクを設置しております。朝倉市といたしましても、この福岡県版の空き家バンクと連携をし、情報発信を行っているところでございます。ですから、筑紫支部ということでございますが、今、

平成30年8月からは、県全体としての情報のやり取りができるというところを踏まえまして、県内を網羅しているというところで御理解をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。

いずれにいたしましても、3,200件という分母の中で、稼働中が八十数件であると。これは、パーセンテージでいきますと約3%ぐらいだと思うんです。これを例えば、3%を6%に上げるような努力が必要なんじゃないかなと思っております。何かそういう方策とございますか、何かお考えがあればお聞きしたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 売りたい、買いたい希望者のニーズに応えるために物件登録数をふやすことが課題と認識しております。毎年4月に発送をいたします固定資産税納税通知書——約2万4,000通ございます——この中にチラシを同封いたしまして、市外在住で市内に物件を所有する方にも制度の周知を行い、その後、個別相談会を開催し、物件登録に結びつけるような取り組みをしているところでございます。また、市が取り組んでいる各種移住定住施策とあわせまして、各媒体やイベント参加を通じて、広くこのことを周知していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） 私は空き家で何回もお聞きしていて本当にあれなんですけれども、人口減少問題、また、少子高齢化問題、そういった過疎につながる、そういった部分も加えまして、その空き家というのは本当に解決をしていかないといけない問題であると、このように考えております。

すみません、最後なんですけど、市長、この空き家についての見解をお願いしたいんですが、一言お願いできますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 今、議員が申されたように、人口減少対策は喫緊、そして、最大の朝倉市の課題の一つでございます。これと同じように、空き家がふえていくことを抑制していくこと、そして、現在空き家になったものに対して、不良危険空き家対策をしっかりとやっていくということと、情報を今県下発信できる状況になっておりますので、こういったことを通じて空き家対策をしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 2番。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございました。

空き家対策しっかりよろしくお聞きしたいと思っております。以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀尾俊浩君） 2番徳永秀俊議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。11時に再開します。

午前10時49分休憩